

宝管第 171 号  
令和 6 年 12 月 24 日

各位

宝塚市クリーンセンター管理課

廃棄物処理手数料の改定について(通知)

宝塚市の事業系ごみの廃棄物手数料を下記のとおり改定します。  
何卒、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 改定理由

受益者負担の適正化と資源化の促進を図るため、廃棄物処理手数料を改定します。

2 改定内容

種別	適用	単位	現行手数料	新手数料
(新規設定) 事業系資源ごみ	紙・布・かん・びん・プラスチック類・ ペットボトル類・小型不燃ごみ	円/10kg	70 円	80 円
事業系粗大ごみ		円/10kg	150 円	220 円
事業系ごみ	上記以外の事業系ごみ	円/10kg	70 円	100 円

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日(4 月搬入分から適用)

(問い合わせ先)

〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号

宝塚市クリーンセンター 管理課

TEL 0797-87-4844 FAX 0797-81-1941

e-mail [m-takarazuka0042@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0042@city.takarazuka.lg.jp)